

労務費等を内訳明示した見積りの普及・促進に向けて

【論点③】労務費その他の必要経費を内訳明示した見積書の作成の普及・促進

注文者による対応が
必要

受注者による対応が
必要

- 標準見積書を作ったが、元請に受け取ってもらえない。
- 注文者側から受注者に、発注する工事に関する見積り条件や設計図書などの詳細を事前に明示し、見積り項目の提示や見積り期間等を確保することが必要

- 下請からの見積書は材工分離とはなっていない。下請に依頼しても材工分離で提出されることはほとんどない。
- 住宅分野において、見積書には労務費や雇用に必要な経費が明記されることはほとんどない。

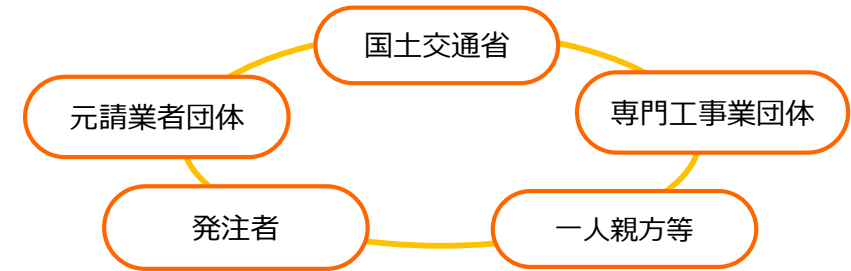
(本日ご議論いただきたい点)

- 労務費その他の必要経費を内訳明示した見積書の作成の普及・促進に向けて、どのように施策を進めるべきか。

(1) サプライチェーン全体の関係者による意見交換・検討の枠組みの構築

- 労務費、必要経費を含む適正な見積の作成を普及・促進させるには、発注者、元請、下請とサプライチェーン全体で、相互にとって、見積作成・交渉がしやすい形とする必要。
- 本日の議論等を含め、労務費の基準WGでの議論を基本としながら、
 - ・ 国が示す「作成手順」や「ガイドライン」の内容
 - ・ 見積書の様式や運用に当たっての留意点（見積期間、保存方法等）などをより具体的に意見交換を行う場が必要ではないか。
- このため、発注者、元請団体、専門工事業団体、一人親方関係、国土交通省からなる、関係者が一堂に会した実務関係者による見積書の検討の枠組みを設けることとしたい。

関係者による検討の枠組み



(2) 標準見積書の作成の普及・促進に向けたモデル事業の実施

- 従前見積慣行に乏しかった中小事業者に対する支援を含め、建設業界に見積書の作成が普及・促進されるよう、
 - ・ 注文者、元請団体、専門工事業者が連携した標準見積書の作成
 - ・ 標準的な見積書（電子媒体）に加え、より簡易な、見積慣行のない団体でも最低限対応すべき事項を記した標準見積書（簡易版）の作成
 - ※例えば、工事内容別に材料費・労務費等を整理する見積書を標準的な見積書として、簡易版において、労務費（歩掛・作業量は記載）、材料費、内訳を明示すべき必要経費のみを付記したものとするなど
 - ・ 業界団体における見積相談窓口の設置
- といった取組について、国のモデル事業として、専門工事業団体、一人親方関係団体などと連携・協力して実施するとともに、モデル事業で得られたノウハウを、「作成手順」や「ガイドライン」に反映するなど、建設業界全体の参考となるようにしてはどうか。

論点③に係る部分以外の第3回WGでの主なご意見（赤字は本日ご意見いただきたい点）

【見積書の記載事項】

- ◆ 労務費と材料費と同様に、義務的な経費も競争の外に分けていく必要がある。

⇒見積書の作成手順等について、事務局案を作成したところ、ご意見いただきたい(4～5ページ)

【見積書の電子化、保存】

- ◆ 見積書の作成ソフトなど簡単に見積書が作れるようなものが必要。
- ◆ 見積書を電子媒体で作成することについて、対応が困難な事業者への配慮が必要。
- ◆ ガイドライン等を生成AIに学習させ、条件を入れれば見積書が作成できるようなIT技術の利用も検討すべき。
- ◆ 見積書や交渉の記録の保存ルールをガイドライン等で示す必要。

⇒見積書の電子化・保存ルールについて、事務局案を作成したところ、ご意見いただきたい(6ページ)

2. 国が示す「標準見積書」の「作成手順・ガイドライン」について 国土交通省

（１）元請一下請間、下請一下請間の「標準見積書」の作成手順で示すべき事項（議論の素案）

- 中小の下請業者であっても適正な見積書を作成できるよう、**各専門工事業団体は、「標準見積書」について、「労務費の基準」の導入を踏まえて労務費等を内訳明示するための見直し・作成を行う。国は、そのための「作成手順」を提示する。**

国が提示する「作成手順」で示すべき事項の考え方（案）

○見積の中で項目を立てる事項、内訳明示すべき事項

- ・ **労務費 ※（総額のみならず、労務単価×歩掛×作業量という過程も記載）**

- ・ 材料費

については、見積書の中で項目を立てて記載

- ※ **労務費については、別紙あるいは注記として、特記すべき仕様・要件がある場合は、その旨を記載**

以下の項目は、工事金額**総額に対する内訳記載**を行う（見積書の中で項目を立てても良い）

- ・ 法定福利費（事業者負担分）
- ・ 安全衛生経費
- ・ 建退共掛金

○内訳明示を求める見積書の段階

- ・ 設計が具体化するに従い、段階的に見積書の精度を上げる場合があるが、**内訳明示を求める見積書は、概算見積段階ではなく、契約段階で作成する精算見積（契約締結の前提となる設計図書が整った段階の見積書）とする**

○積算体系との関係

- ・ 積算体系の費目（例：直接工事費、建設工事費（共通仮設費・現場管理費）、一般管理費等）は、各専門工事業団体・職種により異なると考えられる。
- ・ このため、**積算体系上の費目は、国の「作成手順」ではあるべき姿を示さないこととしたい。**（これまで各専門工事業団体・職種で作成してきた見積書の形態を踏襲する場合、労務費の基準の運用開始を機に見直す場合、いずれもあり得る。）
- ・ なお、**積算体系上の費目の建付け如何を問わず、見積書で項目を立てるべきもの、内訳記載を行うべきもの、通常必要と認められる原価、といった必要な分を確保すべき経費は、価格競争の対象には基本的に馴染まない性質であることも併せて示すこと**としたい。

○その他 （見積書は電子媒体で作成することを目指すこと、当初・最終見積書の保存に係る取扱い） ※後述

(2) 発注者一元請間の「見積書」のガイドラインで示すべき事項（議論の素案）

- 元請業者が、様々な見積書の作成手順を取ることを念頭に、どのような作成手順を取るとしても元請業者が見積書の作成に当たって遵守すべき事項を、国がガイドライン等の形で提示する。

国が「ガイドライン」で提示すべき主な事項の考え方（案）

○見積の中で項目を立てる事項、内訳明示すべき事項（元請一下請間、下請一下請間と同様）

- ・ 労務費 ※（総額のみならず、労務単価×歩掛×作業量という過程も記載）
- ・ 材料費

については、見積書の中で項目を立てて記載

※ 労務費については、別紙あるいは注記として、特記すべき仕様・要件がある場合は、その旨を記載

以下の項目は、工事金額総額に対する内訳記載を行う（見積書の中で項目を立てても良い）

- ・ 法定福利費（事業者負担分）
- ・ 安全衛生経費
- ・ 建退共掛金

○内訳明示を求める見積書の段階

- ・ 設計が具体化するに従い、段階的に見積書の精度を上げる場合があるが、内訳明示を求める見積書は、概算見積段階ではなく、契約段階で作成する精算見積段階のもの（契約締結の前提となる設計図書が整った段階の見積書）とする

○元請業者としての留意点

- ・ 下請業者に見積依頼していなくても、労務費、必要経費が下請業者まで確保されることが必要。
- ・ 適正な取引推進のため、元請業者は、必要に応じて下請業者に見積依頼を行うなどにより適切に見積もり、工事全体として無理な契約とならないようにする必要
- ・ 積算体系上の費目の建付け如何を問わず、見積書で項目を立てるべきもの、内訳記載を行うべきもの、通常必要と認められる原価、といった必要な分を確保すべき経費は、価格競争の対象には基本的に馴染まない性質であること

○その他（見積書は電子媒体で作成することを目指すこと、当初・最終見積書の保存に係る取扱い）※後述

3. 見積書の様式、各種ルールに係る論点(元請一下請、下請一下請、発注者一元請共通事項)

(1) 見積書を電子媒体で作成することを目指すことについて

- 見積書については、作成の利便性や、当初・最終見積書の比較容易性、データの蓄積の容易性などに鑑み、電子媒体で作成することを目指すこととしたい。
- 国は、各建設業団体・事業者において電子媒体による簡易な見積書作成が進むよう、単位・単価・数量などの必要項目を入力することで見積書が作成できるような、マクロ・エクセルファイル等による「見積書作成支援ツール」を作成・提供することとしてはどうか。
(※) 高額であったり、メンテナンスコストの発生するような高度なファイル形式でなく、誰もが活用できるエクセル等の形式を想定

(2) 見積期間や保存に係るルールについて

- 適正な見積期間の確保の必要性について、見積に必要な一定の期間を設けるべきことを定めている建設業法施行令(※)に即して、「標準見積書」の作成手順や「見積書」のガイドラインなどで明記することとしたいが、どうか。
この際、例えば、特殊な工法で見積に時間がかかるなど、十分に見積期間を確保すべき場合として特記すべきものがあるか。
(※) 原則として、工事一件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上
工事一件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上
工事一件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上
- 見積書の保存に係るルールについて、建設業者が最初に注文者に提出した「当初見積書」と、交渉の結果契約段階で固まった「最終見積書」との両方を、目的物の引き渡しから5年間保存とした場合、見積・積算・契約の実務上留意しておくべき点はあるか。
例えば、見積書のみだと、交渉過程や最初に提出した見積書から変更した理由がわからないため、少なくとも、基準として示している「労務費部分」のみについては、見積書そのものと併せて、簡単に交渉過程も残すこととする必要があるか。

※この保存ルールについても、前述の通り、「契約段階で作成する精算見積」について適用